

加古川市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市地域生活支援事業に関する要綱（平成18年9月26日福祉部長決定）第3条の規定に基づき、身体障害者の自立した生活、社会活動への参加及び就労（以下「就労等」という。）に伴い、自らが使用し運転する自動車を改造する場合に、改造に要する経費（以下「改造費」という。）を助成することにより、身体障害者の社会参加の促進を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(助成の対象者)

第2条 この事業の対象者は、加古川市に住所を有する者で、次の各号の要件のすべてに該当するものとする。この場合において、第4条の規定による申請を行う者若しくはその配偶者又は扶養義務者の前年（当該申請が1月から6月までの間にあっては、前々年とする。以下同じ。）の所得が、改造費の助成を行う月の属する年度の特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第20条又は第21条による支給の制限を受ける場合は、対象者とししないものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受け、その障害の種別が上肢機能障害、下肢機能障害又は体幹機能障害の者
- (2) 就労等に伴い、自ら使用し運転する自動車の操行装置及び駆動装置の一部を改造する必要がある者

(助成額)

第3条 助成額は、操行装置及び駆動装置の改造に要する経費として、10万円を限度とし、1車両1回限りとする。

(助成の申請)

第4条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、自動車の改造後3箇月以内に身体障害者用自動車改造費助成申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、証明すべき事項を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

- (1) 改造を行う業者の見積書（改造の箇所及び経費を明らかにしたもの）

- (2) 運転免許証の写し
- (3) 車検証の写し
- (4) 申請者の属する世帯全員の道府県民税に係る前年の所得金額が確認できる書類（住民票謄本及び世帯全員の所得証明書等）
- (5) 身体障害者手帳の写し
- (6) 自動車改造費の領収書の写し
- (7) 自動車の改造内容が確認できる写真
（決定等）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定するものとする。

2 市長は、助成を決定（以下「助成決定」という。）したときは、自動車改造費助成決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、申請を却下するときは、自動車改造費助成申請却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の支給の請求）

第6条 前条第2項の助成決定を受けた者は、自動車改造費助成金請求書（様式第4号）により、市長に助成金の支給の請求をしなければならない。

2 市長は、前項の請求書類の提出を受けたときは、請求内容を審査し、速やかに助成金を支払うものとする。

（助成金の返還）

第7条 市長は、申請者が申請等に当たり虚偽その他不正な行為を行ったと認めるときは、助成決定の全部又は一部を取り消し、既に支払った助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

身体障害者用自動車改造費助成申請書

年 月 日

加古川市長様

住所

氏名

個人番号

身体障害者用自動車改造費の助成を受けたいので、下記のとおり申請します。
申請にあたり、市が私及びその世帯員の住民基本台帳、課税状況等を調査することに同意します。

氏名		生年月日	年 月 日（ 歳）		
個人番号					
住所					
自動車車種 及び 登録番号	_____	手帳番号			
	()				
免許の種類		運転免許証 番号			
職業		(見積額) 申請額			
改造理由 及び 改造内容					
当該身体 障害者の 前年の所得金額	配偶者	氏名	個人番号	前年の所得金額	
	扶養義務者	氏名	個人番号	前年の所得金額	
(注) 前年の所得額の証明書及び業者の見積書を添付のこと。					

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

加古川市長



自動車改造費助成決定通知書

年 月 日付の身体障害者用自動車改造費助成申請について、審査の結果、下記のとおり助成することに決定しましたので通知します。

記

助 成 金 額

円

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

加古川市長



自動車改造費助成申請却下通知書

年 月 日付の身体障害者用自動車改造費助成申請について、審査の結果、却下と決定しましたので通知します。

記

却下の理由

年 月 日

自動車改造費助成金請求書

加古川市長様

住所
氏名
電話

年 月 日付 第 号で決定のあった身体障害者用自動車改造費助成金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額

円

振込先	銀行・信金 農協・信組									支店
預金種目	1. 普通 2. 当座		口座番号							
(フリガナ) 口座名義										